

2024年度までの主な取組及び2025年度を取組方針

1. 就労・処遇改善に向けた支援
2. 社会参加に向けた段階的支援
3. 高齢期を見据えた支援

内閣官房就職氷河期世代支援推進室

1. 就労・処遇改善に向けた支援

施策		現場の声・課題	取組状況
①	相談対応等の伴走支援	正規雇用になっても、早期に離職する者が多い（就職支援後の定着率は7割程度（6か月後））。	<u>相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援</u> を実施(19年度～)。
②	リ・スキリングの支援	受講環境の整備	求職者支援制度において、 <u>訓練期間や時間の要件緩和</u> を恒久化（24年度～）。
		金銭的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練給付金の<u>給付率を引上げ</u>（専門実践：70%→80%、特定一般：40%→50%、24年10月～）※1 正規転換のための<u>訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成</u>（人材開発支援助成金）（25年度～※2）。 交付金事業を通じて<u>無償の教育訓練</u>を実施。受講者に、日当・交通費を支給可に（20年度～）。 雇用保険被保険者に対し、<u>教育訓練休暇中に賃金の一部を支給</u>（25年10月～）。 雇用保険<u>被保険者以外の者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資</u>（25年10月～）。 交付金事業を通じて、<u>リ・スキリングの補助率を引上げ</u>（3/4→4/5）（24年12月～）。
		メニューの充実	産業界のニーズの高いプログラム、教育機関の資源を活かしたリ・スキリングが必要。 教育訓練給付金の対象となりうる、文科・経産大臣が認定する <u>大学等のプログラム、デジタル人材育成に関するメニューを拡充</u> 。（文科：129講座増、経産：111講座増（いずれも20～24年度））
		キャリア形成の支援	第三者の立場から、客観的な助言を得ることは有益。 <ul style="list-style-type: none"> 求職時・在職時を通じ、<u>自律的なキャリア形成に関する相談機会</u>を提供（20年度～）。 <u>中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾（仮称）</u>を実施（25年度～）。
③	正規就労を受け入れる事業者の支援	事業者にとって、長期間非正規雇用だった者の雇い入れには不安あり。	<ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用労働者を正社員転換した事業主に対し、助成金を支給（キャリアアップ助成金）。※3 <u>新規に正規雇用労働者として雇用した事業主に対し、助成金を支給</u>（特定求職者雇用開発助成金）（20年度～※4）。 特定求職者雇用開発助成金について、対象年齢を35歳～60歳未満に拡充（25年度～）。
④	家族介護に直面する者の継続就労の支援	介護休業を含む両立支援制度の認知が低いこと等により、介護離職が発生。	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に対し、両立支援に関する<u>情報の個別周知、利用意向の確認</u>等を義務づけ（25年度～）。 <u>両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業への助成金を充実</u>（両立支援等助成金）（25年度～）。 必要なサービスの確保及び家族介護者への相談支援体制の整備（24年度～※5）。
⑤	公務員採用	-1 国家公務員	<ul style="list-style-type: none"> <u>約4,600名の就職氷河期世代を採用</u>（20～23年度）。 各府省間で、<u>これまでの採用実績を参考としつつ積極的な採用に取り組む</u>旨、申し合わせ（24年9月）。
		-2 地方公務員	公務員採用の門戸を広げてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> <u>約14,300名の就職氷河期世代を採用</u>（20～23年度）。 総務省から地方自治体に対し、<u>引き続き、積極的な採用</u>を行うことを要請（24年9月）。 <u>免許保有者の教職就業のためのオンデマンド教材の作成、提供</u>（23年3月～）。

※1：2024年10月以降に訓練を開始した者のうち一定の要件を満たした者が対象。 ※2：経費助成率や賃金助成額を引き上げるなどの措置を講じた時期。 ※3：20年度以降、約14.5万人に対し支給決定。
 ※4：就職氷河期世代専用のコースを開始した時期。 ※5：第9期介護保険事業（支援）計画期間（2024年度～2026年度）

2. 社会参加に向けた段階的支援

施策		現場の声・課題	取組状況
①	社会とのつながり確保の支援	近隣にひきこもりについての相談先がなく、どこに相談すればよいか分からない。	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等を通じた<u>相談支援や居場所づくりを行う自治体を拡充</u>（20年度：81→24年度：303）。 ・<u>支援を行う自治体の更なる拡大</u>（25年度（見込み）：361）、支援体制の構築に向けた<u>自治体へのサポートを強化</u>（25年度～）。
②	就労準備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・サポステ※6での支援を受け、ひきこもり状態から自信を回復し、正社員として就職できた。 ・支援対象者の生活や体調に問題があり、就業が困難なケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個別のニーズに応じたプログラム</u>を通じた支援を実施するサポステにおいて、<u>心理的相談の充実に関するモデル事業</u>を実施（24年度～）。 ・交付金事業を通じて、<u>長期無業者等</u>を対象に、<u>相談、職業体験、就労訓練等の支援</u>を実施（20年度～）。<u>精神的ケアや社会参加支援が必要な者</u>に対し、<u>福祉部局と連携</u>した、<u>自立や就労準備</u>に向けたきめ細かい支援を実施（24年度～）。
③	柔軟な就労機会の確保の支援	ひきこもり状態にあった者に対しては、通常の勤務スタイルに囚われない幅広い働き方の選択肢を提示することが有益。	生活困窮者自立支援法に基づく「 <u>認定就労訓練事業※7</u> 」（いわゆる「 <u>中間的就労</u> 」）の普及※8（25年度～）。

3. 高齢期を見据えた支援

施策		現場の声・課題	取組状況
①	就業機会の確保	将来を見据えて、高齢期においても継続して働くことができるよう就業機会の確保が求められる。	<u>65歳までの雇用確保措置</u> や <u>70歳までの就業確保措置</u> の推進、 <u>65歳超への雇用推進助成金の支給</u> により、高齢者の就業機会を確保。※10
②	家計改善・資産形成の支援	-1 家計改善	生活困窮者に対して、 <u>本人の状況に応じて家計改善支援</u> （家計の状況の見える化）を実施（事業実施自治体数：19年度末494自治体→23年度末766自治体）。金融経済教育推進機構（J-FLEC）による <u>企業への講師派遣、社会人向け講座・地方イベント</u> 等の実施（24年度～）。
		-2 資産形成	
③	住宅確保の支援	単身世帯の増加、持家率の低下等により、高齢期に住宅確保等の支援の必要性が高まることが想定される。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者等の入居を拒まない登録住宅</u>の拡大（20年度末約39万戸→24年度末約94万戸）。 ・改正住宅セーフティネット法により、<u>居住サポート住宅認定制度の創設、居住支援協議会の設置努力義務化</u>（25年10月施行予定）。

※6：地域若者サポートステーション。若年無業者等を対象に、職業的自立に向けた就労支援を行う機関。 ※7：本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要のある生活困窮者に対し、法人が実施する訓練等の事業を認定するもの。 ※8：現場の支援員に対する周知啓発を実施。 ※9：金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」。 ※10：65歳までの雇用確保措置は、段階的に施行し、25年度から全面的な施行を開始。

施策

現場の声・課題

取組状況

①	属性を細分化した詳細な実態調査の実施	<p>就職氷河期世代には、ひきこもり者、正規雇用にあるが所得水準が低い者、正規雇用に限らない多様な職業観やニーズを有する者など、様々な者が存在。それぞれの類型に対応した分析・対策が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就職氷河期世代8,400名</u>に対し、<u>支援ニーズ等についてインターネット調査を実施し</u>、結果を公表（24年12月）。 ・ JILPT^{※11}において、<u>就職氷河期世代の困難を抱える20名</u>に対し、<u>インタビュー調査</u>を実施し、その結果を公表（24年1月）。 ・ JILPTにおいて、新たに、30名程度のインタビューを行い、<u>属性を細分化</u>（性別、有業/無業、雇用形態等）した上で、①<u>支援ニーズ</u>、②<u>施策の検証（支援の有効性、改善に向けた方向性）</u>を調査する予定（25年9月目途）。
②	プッシュ型広報を含めた周知広報の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の支援事業があることを知らない者が多い。周知に注力すべき。 ・ 広報は、自治体には限界あり。 ・ SNS や動画を活用したより積極的な広報や自治体への広報素材の提供が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省のホームページに、<u>特設サイト</u>を開設（20年10月～）。 ・ 政府広報として、<u>インターネット広告やラジオ番組内CM等</u>により、支援策を広報（20年10月～）。 ・ <u>メディア・ツール（SNS広告等）を活用</u>し、就職氷河期世代本人やその家族に向けた支援策の広報を実施（20年10月～）。 ・ <u>就職氷河期世代の者が活躍する企業の好事例集</u>（22年3月）の作成、<u>メディアとタイアップした就職氷河期世代当事者の経験事例の掲載</u>を実施（20年10月～）。 ・ 一部のハローワークにおける<u>プッシュ型の情報提供の実施</u>（25年度～）。 ・ 自治体が行う就労や社会参加の<u>支援事業の対象者・利用者に対するプッシュ型の情報提供</u>を実施（25年度～）。

※11：JILPT：独立行政法人労働政策研究・研修機構。